入札関係書類　ダウンロード版　もくじ

＜案件名称＞　令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約

ページ数

１　入札公告.....　１～３

２　入札説明書.....　４～１２

３　入札説明書様式.....　１３～２６

４　仕様書.....　２７～４２

５　契約書案.....　４３～５０

※１　ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、１３ページにあります「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※２　各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒７３０－８５３８
広島県広島市中区上八丁堀６－３０広島合同庁舎２号館５階
広島労働局　総務部　総務課
会計第２係　佐々木
電話番号：０８２－２２１－９２４１
ＭＡＩＬ：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１０月３０日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長　向山　和紀

◎調達機関番号　017　◎所在番号　34

１　概要及び日程等

（１）品目分類番号　26

（２）調達件名及び数量

令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約　一式

年間使用予定電力量　639,661kWh

（３）履行期間又は履行期限

令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）

（４）履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

（５）契約方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

（６）入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで

（７）競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和８年１２月２３日（水）１７時００分

（８）入札書の提出期限

令和９年１月１４日（木）１０時５０分

（９）開札の日時及び場所

令和９年１月１４日（木）１１時００分

広島労働局総務部総務課内

２　照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730－8538　広島県広島市中区上八丁堀６－30　広島地方合同庁舎２号館５階

広島労働局総務部総務課会計第二係

電話082－221－9241

上記の交付場所、広島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

３　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」でＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
（４）厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
（５）資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（７）その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

４　入札方法等

（１）入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙による入札を認める。

５　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、（３）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に違反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

（６）落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（７）手続における交渉の有無

無

（８）その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

6　summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mukouyama Kazuki, Director of General Coordination Department, Hiroshima Labour Bureau.

⑵　Classification of the services to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About 639,661kWh Electricity

⑷　Delivery period: From 1 April, 2027 to 31 March, 2028

⑸　Delivery place : described in the Tender explanation.

⑹　Qualification for Participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　Not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

②　Have Grade “A”, “B”, or “C” on “Sale of product” in Chugoku Region in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2025, 2026 and 2027 ;

③　Prove to have no false statement in tendering documents ;

④　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ;

⑤　Not be currently under a nomination stop as instructed by the Ministry of Health, Labour and Welfare ;

⑥　Not have received any administrative disposition due to violation of the laws and regulations under the jurisdiction of the Ministry of Health, Labor and Welfare within the past one year from the deadline of the tender document ;

⑦　Participate in social insurance, etc. (Welfare annuity insurance, Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over), Seamen's insurance, national pension, industrial Accident Compensation insurance, employment insurance), and there is no delinquency in insurance premiums. (However, excluding those who are not obligated to join) ;

⑧　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺　Time-limit for tender : 10 : 50 AM, 14 January 2027.

⑻　Others : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

⑼　Contact point for the notice : Second Accounting section of General Coordination Department, Hiroshima Labour Bureau, 6-30 Kamihachobori, Nakaku, Hiroshima-city, Hiroshima-prefecture 730－8538, Japan, Tel. 082－221－9241

入札説明書

令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約　一式
（令和９年度契約案件）
広島労働局総務部総務課

○契約担当官等　　支出負担行為担当官　広島労働局総務部長　向山　和紀

Ⅰ　個別事項

１　概要及び日程等

（１）調達件名及び数量	令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約　一式
（２）履行期間又は履行期限	令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）
（３）履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所
（４）契約方法	一般競争入札（最低価格落札方式）
（５）競争参加資格の等級	令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」でＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
（６）入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで
（７）競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和８年１２月２３日（水）１７時００分
（８）入札書の提出期限	令和９年１月１４日（木）　１０時５０分
（９）開札の日時及び場所	令和９年１月１４日（木）　１１時００分 広島労働局総務部総務課内
（10）質問の期限	令和８年１２月１１日（金）１７時００分
（11）低入札価格調査基準額の設定の有無（予定）	無
（12）入札保証金及び契約保証金	免除。 ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の１００分の５以上に相当する金額を納付させる。

２　照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒730－8538　広島県広島市中区上八丁堀６－３０　広島地方合同庁舎２号館５階
広島労働局総務部総務課会計第二係　佐々木

電話082-221-9241（内線151）

3　質問等

（１）本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

①　メール

質問の送信先アドレス　　hir-kaikei2@mhlw.go.jp

②　照会窓口に持参

（２）質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、入札書の提出期限の前々日１７時００分までに、メールで回答する。

なお、簡易な質問については、質問者に対してのみ、電話等で回答する。

4　本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ　共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

（１）前記競争参加資格の等級を有していること。

（２）本調達を遂行する事業所が、以下の認証を取得していること。

・電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

（３）以下の要件を満たすこと。

・省ＣＯ２化の要素を考慮する観点から、入札説明書様式－６「適合証明書」及び入札説明書様式６別紙で定める基準を満たす者であること。

（４）本調達仕様書を期間内に閲覧すること。

5　提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。（提出部数　各１部）

①　競争参加資格を有することを証明する書類

ア　厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ　競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式－１）

ウ　本入札説明書４（２）（３）に示す条件を満たすことが確認できる書類

・電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることが確認できる書類の写し

・適合証明書（入札説明書様式－６）

②　暴力団等に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式－２）

＊　開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものの写しを提出すれば足りる。

③　入札書（入札説明書様式－４）

（代理人が紙により入札する場合には委任状（入札説明書様式－５）を併せて提出する必要がある。）

6　支払条件

契約書案記載のとおり。

Ⅱ　共通事項

1　電子調達システムの利用に関する事項

（1）本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙による入札を認める。

（2）電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。

（3）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

・ヘルプデスク　0570-014-889

・ホームページ　https://www.geps.go.jp

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、「Ⅰ　個別事項」２に記載した照会窓口へ連絡すること。

2　書類の提出義務

（1）入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。

（2）書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし１２月２９日から翌年１月３日までの期間を除く。）午前８時３０分から正午及び午後１時から午後５時までとする。

（3）入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3　言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4　競争参加資格

（1）法令により競争に参加できない者

予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

①　以下の各号のいずれかに該当する者

ア　当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

②　以下の各号のいずれかに該当すると認められ、３年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
カ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者
キ　前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（２）競争に参加させない者

予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、次に該当する者は、競争に参加することができない。

①　厚生労働省から指名停止を受けている者
②　資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
③　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
④　次に掲げる制度が適用される者にあっては、本入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料の滞納がある者
ア　厚生年金保険
イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
ウ　船員保険
エ　国民年金
オ　労働者災害補償保険
カ　雇用保険
＊　各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
⑤　本入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者
＊　これに該当すると思われる事実がある場合は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

（３）予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき定める資格を有する者

①　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること
②　省ＣＯ２化の要素を考慮する観点から、入札説明書様式－６「適合証明書」及び入札説明書様式－６別紙で定める基準を満たす者であること。

（４）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

５　競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

（１）競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

①　電子調達システムにより入札する場合

競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、ＰＤＦ形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

＊　電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、ＺＩＰ形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

＊　送付する際において、電子調達システムの仕様上、３メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

②　紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

（２）競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「Ｉ　個別事項」の２に記載した照会窓口へ連絡すること。

６　入札書に記載する金額

（１）入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

（２）入札書に記載する金額については、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込んだ金額とすること。

（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札金額の内訳を記載した入札内訳書を作成すること。

なお、内訳書の書式は任意であるが、入札附属書（入札説明書様式－７）等を施設ごとに作成すること。

７　入札書の引換え等の禁止

（１）入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（２）入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

８　電子調達システムによる入札書の提出

（１）電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
（２）代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

９　紙による入札書の提出

（１）紙により入札する場合は、「入札説明書様式－４」により作成した入札書を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
（２）入札書には電子くじ番号として、任意の３桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。
　＊　電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が２者以上いる場合のくじ引き（16（３）参照）に使用される。
（３）電話、電信等による提出は認めない。
（４）入札書（入札金額の内訳を記載した入札内訳書を含む。）は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官広島労働局総務部長殿）及び件名（開札日及び「令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約一式」の入札書在中）を記載しなければならない。
（５）代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式－５（１）」及び「入札説明書様式－５（２）」による代理委任状を提出しなければならない。
（６）前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
（７）委任状の日付は提出日とする。

10　代理人の兼務禁止

　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11　入札の無効

（１）本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
（２）次に掲げる入札書は無効とする。
　①　入札書に記名がされていないもの
　②　入札金額を訂正したもの
　③　金額の数字及び入札書の名称等、記載事項が不明瞭なもの
　④　入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの
　⑤　同一の者による入札が複数あるもの

⑥　電子調達システム利用規約に違反した者のもの
⑦　顕名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
⑧　その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの

（３）入札に参加した者が、「入札説明書様式－２」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

（４）支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12　入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13　入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14　開札手続

（１）開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。

（３）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（４）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。

（５）入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15　再度入札

（１）開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

（２）紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

（３）再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16　落札者の決定

（１）入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

①　落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予算決算及び会計令第８６条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

②　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められる場合

（３）落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。

17　落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18　契約書の作成

（１）競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。

契約書の締結は、原則、電子契約書によるものとする。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙契約書によるものとする。

（２）契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。

（３）支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（４）支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付する。

19　契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の１００分の５に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20　費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21　書類の返還

提出された書類は返還しない。

22　入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

23　臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

24　その他

（１）契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

①　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

②　押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（２）契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

（以下この頁余白）

入札関係書類受領書　（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

＜宛　先＞
〒730-8538　広島市中区上八丁堀６－３０　広島合同庁舎２号館５階
広島労働局総務部総務課　会計第２係　佐々木
MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件　名称	令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約

受領日（ダウンロード日）		令和　　年　　月　　日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏　名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式（予定）		□電子調達システム　　（いずれかにチェック） □紙入札

入札説明書様式－１

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

（入札件名：令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約一式）

１．当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
２．当社（私）は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
３．当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
４．当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
５．当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
６．前記１から５について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官
　広島労働局総務部長　殿

入札説明書様式－２

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来のおいても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 条）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員に利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ）　　年　　月　　日生

＊法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－２別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

役員の氏名及び生年月日

役職名	(フリガナ) 氏　　名	生年月日	性別	住所

（注１）法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入して下さい。

（注２）この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。

入札説明書様式－３

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約一式

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長　殿

照会先
担当者電話番号：
担当者氏名　　：

入札説明書様式－４

入　札　書

￥　　－

（見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること）

入札件名：令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約一式

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

名称又は商号

代　　表　　者

代　　理　　人

支出負担行為担当官
　広島労働局総務部長　殿

電子くじ番号 （任意の数字３桁を記入）		

（注）「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

入札説明書様式－５（１）

委　任　状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人）住　　所

所属（役職）

氏　　名

記

１．入札件名：令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約一式

２．委任事項：

（１）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限

（２）復代理人の選任

３．委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

名称又は商号

代　　表　　者

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長　殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

入札説明書様式－５（２）

委　任　状

（復代理人用）

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（復代理人）住　　所

所属（役職）

氏　　名

記

１．入札件名：令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約一式

２．委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限

３．委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

名称又は商号

代　　表　　者

代　　理　　人

支出負担行為担当官

　広島労働局総務部長　殿

入札説明書様式－６

令和　　年　　月　　日

適　合　証　明　書

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長　殿

住　所
名　称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

２　令和６年度の状況（別紙を参照に記載）

	項目	自社の基準値	点数
①	令和６年度１ｋＷｈあたりの二酸化炭素排出係数（単位：ｋｇ－ＣＯ２/ｋＷｈ）		
②	令和６年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	

（注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。
（注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。
（注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が７０点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
（注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１　条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和６年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度の未利用エネルギー利用状況、③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が７０点以上であること。

要素	区分	配点
①　令和６年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000　以上　0.400　未満	70
	0.400　以上　0.425　未満	65
	0.425　以上　0.450　未満	60
	0.450　以上　0.475　未満	55
	0.475　以上　0.500　未満	50
	0.500　以上　0.520　未満	45
	0.520　以上	0
②　令和６年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%　以上	10
	0% 超　0.675% 未満	5
	活用していない	0
③ 令和６年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%　以上	20
	8.00%　以上　15.00%　未満	15
	3.00%　以上　8.00%　未満	10
	0%　3.00%　未満	5
	活用していない	0
④　省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

２　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

（表）「各用語の定義」

用語	定義
①　令和６年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和６年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 令和６年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） １．　新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 ２．温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②　令和６年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和６年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)（kWh）を令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） 令和６年度の未利用エネルギーの活用状況(%)＝ $\frac{\text{令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\textbf{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネル

	ギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①　工場等の廃熱又は排圧 ②　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第３項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③　高炉ガス又は副生ガス ３．令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４．令和６年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③　令和６年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和６年度の供給電力量に占める令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh)で除した数値。 （算定方式） 令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)＝ $\frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\textbf{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ １．令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①　自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気セットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ②　グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③　Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

	２．再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④　省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この表の定義は、「入札様式６適合証明書」及び「入札様式６別紙」にのみ適用する。

入札附属書（書式参考例）

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長　殿

所在地

名　称

代表者

（代理人）

使用月	基本料金（消費税込）				使用電力量料金（消費税込）				合計（消費税込）Ａ＋Ｂ（円）（円未満切捨て）
	契約電力（kW）	単価（円）	力率割引	月額　Ａ（円）	予定使用電力量		単価（円/kWh）	月額　Ｂ（円）	
					夏季（kWh）	その他季（kWh）			
令和９年４月									
令和９年５月									
令和９年６月									
令和９年７月									
令和９年８月									
令和９年９月									
令和９年１０月									
令和９年１１月									
令和９年１２月									
令和１０年１月									
令和１０年２月									
令和１０年３月									
合計	―	―	―	―			―	合計（消費税込）	

入札書記載金額	合計（消費税抜）	

（注１）毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上する。
（注２）夏季　　７月１日～９月３０日
　　その他季　　４月１日～６月３０日及び１０月１日～３月３１日
（注３）基本料金月額Ａは、小数点以下第３位を四捨五入する。
（注４）使用電力量料金月額Ｂは、小数点以下第２位を表示する。
（注５）基本料金及び使用電力量料金の年間合計は、月々で端数切捨てのため計上しない。
（注６）入札附属書は、任意の書式を用いて差し支えない。

仕　様　書

１　概要

（１）件名

令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約

（２）需要場所

ア　福山労働基準監督署

福山市旭町１－７

イ　広島西条公共職業安定所

東広島市西条町寺家６４７９－１

ウ　広島西条公共職業安定所竹原出張所

竹原市中央５－２－１１

エ　呉公共職業安定所

呉市西中央１－５－２

オ　尾道公共職業安定所

尾道市栗原西２－７－１０

カ　福山公共職業安定所

福山市東桜町３－１２

キ　三次公共職業安定所庄原出張所

庄原市中本町１－２０－１

ク　可部公共職業安定所

広島市安佐北区可部南３－３－３６

ケ　府中公共職業安定所

府中市府中町１８８－２

コ　広島東公共職業安定所

広島市東区光が丘１３－７

（３）業種及び用途

官公署（事務所）

２　仕様

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。

また、その環境価値は甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en

（１）供給電気方式等

ア　供給電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）　　６，０００Ｖ

ウ　計量電圧（標準電圧）　　６，０００Ｖ

エ　標準周波数　　６０Ｈｚ

オ　受電方式　　１回線受電

カ　蓄熱式負荷設備の有無

（ア）福山労働基準監督署　　無

（イ）広島西条公共職業安定所　　有

【蓄熱の方式】　�氷蓄熱

【型式等】　　三菱電機　ＰＵＨＹ－Ｐ４５０ＩＣＭ－Ｂ－ＳＴ　１台

【計量電圧】　　低電圧２００Ｖ

（ウ）広島西条公共職業安定所竹原出張所　　無

（エ）呉公共職業安定所　　無

（オ）尾道公共職業安定所　　有

【蓄熱の方式】　氷蓄熱

東芝キャリア　ＭＭＹ－ＡＰ４５０１ＨＺ－ＣＴ　１セット

【計量電圧】　　低電圧２００Ｖ

（カ）福山公共職業安定所　　無

（キ）三次公共職業安定所庄原出張所　　無

（ク）可部公共職業安定所　　有

【蓄熱の方式】　氷蓄熱

【型式等】　　ダイキン工業　ＲＳＧＹＪ４５０Ｋ　１台

【計量電圧】　　低電圧２００Ｖ

（ケ）府中公共職業安定所　　無

（コ）広島東公共職業安定所　　無

キ　太陽光発電設備

広島東公共職業安定所

【容量】　　１０ｋＷ

【型式等】　　京セラ　ＫＤ２０８４Ｘ－ＰＰ１Ｅ－Ｓ

【始働日】　　平成２１年７月９日

（２）契約電力及び予定使用電力量等

ア　予定契約電力

別紙１のとおり。

ただし、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　予定使用電力量

別紙１のとおり。

（３）使用期間

令和９年４月１日０：００から令和１０年３月３１日２４：００まで

（４）電力量等の計量

ア　自動検針装置　　有

イ　電力会社の検針方法　　自動検針

ウ　電力量計　　別紙１のとおり。

（５）需給地点

別紙１のとおり。

（６）電気工作物の財産分界点

別紙１のとおり。

（７）保安上の責任分界点

別紙１のとおり。

（８）対価の支払方法

ア　毎月始めに、前月分の電気使用量等を、甲に通知することとする。

イ　毎月始めに、前月分の電気使用量等に係る支払請求書を作成し、請求することとする。

ウ　支払請求書には、以下の項目を記載することとする。

①宛名「官署支出官　広島労働局長」

②請求者の名称・所在地

③案件名称「令和９年度広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給契約」

④請求金額及び内訳

⑤振込先の口座情報

エ　支払は、適法な支払請求書の受理から３０日以内に行う。

オ　支払方法は、銀行振込のみである。

４　その他

（１）力率保持のため自動力率調整装置を設置しており、契約期間中は１００％を保持する予定である。

（２）フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

（３）契約電力が５００ｋW以上となる場合は、改めて協議により契約電力を決定するものとする。

（４）各月の電気料金の算定においては、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

なお、入札価格算定に当たっては、力率１００％とし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び「電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金は考慮しないこととする。

また、力率割引を実施する場合は、割引した額を算出することとする。

（５）料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア　電力供給における最大需要電力の単位は、１ｋＷとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

イ　使用電力の単位は、１ｋＷｈとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

（６）再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、契約年度における電力供給終了後、翌月１０日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙２を甲に提出すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が上記２仕様を満たして

いない場合、乙は、上記２仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

（７）その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋW）	最大電力（ｋW）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	15	15		2,001
令和8年5月	15	8		1,860
令和8年6月	15	10		2,028
令和8年7月	15	11	2,614	
令和8年8月	15	10	2,471	
令和8年9月	15	9	2,290	
令和8年10月	15	8		2,030
令和8年11月	15	13		1,891
令和8年12月	15	14		2,379
令和9年1月	15	13		2,517
令和9年2月	15	12		2,194
令和9年3月	15	10		2,269
合計				26,544

【需要場所】　【福山労働基準監督署】
福山市旭町１－７

【予定契約電力】　15 ｋW

【予定使用電力量】　26,544 ｋWh／年

【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで

【自動検針装置】　有

【電力会社の検針方法】　自動検針

【電力量計】　富士電機　ＦＭ３ＥＭ－Ｋ１９Ｒ

【需給地点】
・構内第一柱の開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】
・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	43	19		4,150
令和8年5月	43	24		3,837
令和8年6月	43	33		5,166
令和8年7月	43	43	8,484	
令和8年8月	43	41	7,576	
令和8年9月	43	37	6,547	
令和8年10月	43	25		4,158
令和8年11月	43	25		4,233
令和8年12月	43	32		6,472
令和9年1月	43	36		7,552
令和9年2月	43	42		6,603
令和9年3月	43	30		6,000
合計				70,778

【需要場所】　【広島西条公共職業安定所】
東広島市西条町寺家６４７９－１
【予定契約電力】　43　ｋＷ
【予定使用電力量】　70,778　ｋＷｈ／年
【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで
【自動検針装置】　有
【電力会社の検針方法】　自動検針
【電力量計】　東芝　　ＳＭ３ＥＮ－Ｋ１２Ｒ
【需給地点】　・構内第一柱の開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
【注意】　・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	30	22		2,410
令和8年5月	30	16		2,273
令和8年6月	30	16		2,741
令和8年7月	30	23	3,825	
令和8年8月	30	26	3,764	
令和8年9月	30	21	3,403	
令和8年10月	30	13		2,690
令和8年11月	30	17		2,254
令和8年12月	30	29		2,839
令和9年1月	30	30		3,277
令和9年2月	30	28		2,836
令和9年3月	30	25		2,564
合計				34,876

【需要場所】　【広島西条公共職業安定所竹原出張所】
竹原市中央５－２－１１

【予定契約電力】　30　ｋＷ

【予定使用電力量】　34,876　ｋＷｈ／年

【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで

【自動検針装置】　有

【電力会社の検針方法】　自動検針

【電力量計】　冨士電機　Ｆ１

【需給地点】　・構内第一柱の開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】　・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	22	22		6,296
令和8年5月	22	15		6,812
令和8年6月	22	14		8,167
令和8年7月	22	21	7,826	
令和8年8月	22	21	7,877	
令和8年9月	22	21	8,271	
令和8年10月	22	19		6,254
令和8年11月	22	19		6,362
令和8年12月	22	21		6,753
令和9年1月	22	22		6,412
令和9年2月	22	22		6,302
令和9年3月	22	20		5,215
合計				82,547

【需要場所】　【呉公共職業安定所】
呉市西中央１－５－２

【予定契約電力】　22　ｋＷ

【予定使用電力量】　82,547　ｋＷｈ／年

【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで

【自動検針装置】　有

【電力会社の検針方法】　自動検針

【電力量計】　東芝　ＳＭ３ＥＮ－Ｋ１２Ｒ

【需給地点】　・中国電力ネットワーク株式会社の路上キャビネットから地中ケーブル引込した当初構内におけるキュービクルの開閉器電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】　・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	38	23		3,522
令和8年5月	38	20		3,155
令和8年6月	38	31		4,588
令和8年7月	38	37	7,820	
令和8年8月	38	38	7,382	
令和8年9月	38	36	6,360	
令和8年10月	38	27		4,170
令和8年11月	38	2		3,279
令和8年12月	38	32		5,728
令和9年1月	38	33		6,013
令和9年2月	38	36		5,106
令和9年3月	38	30		5,038
合計				62,161

【需要場所】　【尾道公共職業安定所】
尾道市栗原西２－７－１０
【予定契約電力】　38　ｋＷ
【予定使用電力量】　62,161　ｋＷｈ／年
【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで
【自動検針装置】　有
【電力会社の検針方法】　自動検針
【電力量計】　冨士電機　ＦＭ３ＥＢ－Ｋ１９Ｒ
【需給地点】　・構内第一柱の開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
【注意】　・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	29	24		4,375
令和8年5月	29	18		4,262
令和8年6月	29	18		4,489
令和8年7月	29	29	5,373	
令和8年8月	29	20	4,911	
令和8年9月	29	19	4,745	
令和8年10月	29	17		4,580
令和8年11月	29	17		3,988
令和8年12月	29	20		4,495
令和9年1月	29	24		4,839
令和9年2月	29	21		4,344
令和9年3月	29	20		4,712
合計				55,113

【需要場所】　【福山公共職業安定所】
福山市東桜町３－１２

【予定契約電力】　29　ｋＷ

【予定使用電力量】　55,113　ｋＷｈ／年

【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで

【自動検針装置】　有

【電力会社の検針方法】　自動検針

【電力量計】　冨士電機　ＦＭ３ＥＢ－Ｋ１９Ｒ

【需給地点】
・構内第一柱の開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】
・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	22	18		3,132
令和8年5月	22	9		2,544
令和8年6月	22	19		2,988
令和8年7月	22	21	4,117	
令和8年8月	22	21	3,827	
令和8年9月	22	17	3,347	
令和8年10月	22	12		3,082
令和8年11月	22	18		3,486
令和8年12月	22	20		4,388
令和9年1月	22	22		4,985
令和9年2月	22	21		4,350
令和9年3月	22	22		4,196
合計				44,442

【需要場所】　【三次公共職業安定所庄原出張所】
庄原市中本町１－２０－１

【予定契約電力】　22　ｋＷ

【予定使用電力量】　44,442　ｋＷｈ／年

【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで

【自動検針装置】　有

【電力会社の検針方法】　自動検針

【電力量計】　東芝製　ＳＭ３ＥＮＫ１２ＲＴ

【需給地点】　・構内第一柱の開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】　・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	41	23		3,870
令和8年5月	41	26		4,136
令和8年6月	41	35		5,625
令和8年7月	41	38	7,995	
令和8年8月	41	37	7,226	
令和8年9月	41	38	6,703	
令和8年10月	41	27		4,973
令和8年11月	41	22		4,281
令和8年12月	41	31		6,387
令和9年1月	41	39		7,181
令和9年2月	41	41		6,334
令和9年3月	41	33		5,829
合計				70,540

【需要場所】　【可部公共職業安定所】
広島市安佐北区可部南３－３－３６

【予定契約電力】　41　ｋＷ

【予定使用電力量】　70,540　ｋＷｈ／年

【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで

【自動検針装置】　有

【電力会社の検針方法】　自動検針

【電力量計】　三菱　ＷＭ３ＥＢ－Ｋ１８Ｒ

【需給地点】
・建物内の引込口の開閉器又は断路器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】
・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	38	26		3,094
令和8年5月	38	15		2,902
令和8年6月	38	29		3,896
令和8年7月	38	32	6,552	
令和8年8月	38	34	6,172	
令和8年9月	38	32	4,994	
令和8年10月	38	17		3,335
令和8年11月	38	17		3,223
令和8年12月	38	26		4,904
令和9年1月	38	35		6,101
令和9年2月	38	38		5,140
令和9年3月	38	24		4,641
合計				54,954

【需要場所】　【府中公共職業安定所】
府中市府中町１８８－２
【予定契約電力】　38　ｋＷ
【予定使用電力量】　54,954　ｋＷｈ／年
【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで
【自動検針装置】　有
【電力会社の検針方法】　自動検針
【電力量計】　大崎電機　ＡＭ３Ｅ８－Ｋ４０Ｒ（５３）
【需給地点】　・構内の第一柱の開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
【注意】　・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力（ｋＷ）	最大電力（ｋＷ）	使用電力量	
			夏季	その他季
令和8年4月	84	52		7,159
令和8年5月	84	47		7,818
令和8年6月	84	69		11,291
令和8年7月	84	83	16,741	
令和8年8月	84	82	16,141	
令和8年9月	84	82	14,634	
令和8年10月	84	54		10,732
令和8年11月	84	49		7,316
令和8年12月	84	66		11,250
令和9年1月	84	84		13,186
令和9年2月	84	75		11,413
令和9年3月	84	58		10,025
合計				137,706

【需要場所】　【広島東公共職業安定所】
広島市東区光が丘１３－７
【予定契約電力】　84　ｋＷ
【予定使用電力量】　137,706　ｋＷｈ／年
【使用期間】　令和９年４月１日　０：００　から　令和１０年３月３１日　２４：００　まで
【自動検針装置】　有
【電力会社の検針方法】　自動検針
【電力量計】　東芝　ＳＭ３ＥＣ－Ｋ１２Ｒ
【需給地点】　・受電６，０００Ｖ配電線引込口に当所が施設した気中開閉器の電源側接続点
・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
【注意】　・契約電力は令和７年４月から令和８年３月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・算出上の各月の力率は１００％とみなす。
・夏季とは、７月１日から９月３０日までとする。
・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

特定電源割当証明書

年　月　日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長　あて

所在地
法人名
代表者名

以下の通り●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報
　お客様番号 ○○○○
　需要施設名
　需要施設住所
　契約電力

２ 供給期間
　○年○月○日～○年○月○日

３ 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量（kWh）【A】													
供給電力量（kWh）【B】													
再エネ比率（%）【C】													

担当者等連絡先
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
ＴＥＬ：
Ｅ－mail：

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	環境価値移転量（kWh）	発電期間	認証番号
FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○府○○市○○	風力	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計（kWh）			

契　約　書（案）

支出負担行為担当官　広島労働局総務部長　向山　和紀（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、広島労働局管内１０施設で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第１条　乙は、別紙「仕様書」に基づき甲の各労働基準監督署及び各公共職業安定所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（電気料金の構成・単価）

第２条　電気料金は、基本料金と電力量料金で構成し、基本料金および電力量料金の算定の基礎となる単価はそれぞれ次のとおりとする。

基本料金	円　　銭／ｋＷ　・　月（税込）
電力量料金（夏季）	円　　銭／ｋＷ　・　時（税込）
電力量料金（その他季）	円　　銭／ｋＷ　・　時（税込）

２　乙の電気契約要綱及び標準料金表（以下「電気契約要綱等」という。）に変更がある場合、乙は、甲へ通知の上、変更後の電気契約要綱等所定の金額に電気料金を変更する。

（契約期間）

第３条　本契約は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡）

第５条　乙は、本契約によって生じる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の４に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）
第６条　甲の使用電力量は、甲の都合により使用予定電力量から変動することができる。

（契約電力の決定）
第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力とその前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大電力が 500kW 以上となる場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（使用電力量の検針・算定）
第８条　電力量計の検針日は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

（計量値の記録及び計量）
第９条　前条の指示数の読みは、計量器（電力計、30 分最大需要電力量計、無効電力計等）に記録された値（以下「計量値」という。）の読みとする。
２　計量器内で計量値が記録される日（以下「計量日」という。）は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とする。

（電気料金の算定期間）
第 10 条　電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該期間を１月とする。

（基本料金の算定）
第 11 条　基本料金は、契約電力に第２条の基本料金の単価を乗じて得た金額から、その１月の力率に応じ、供給条件等に基づき割引又は割増しした金額とする。

（電力量料金の算定）
第 12 条　電力量料金は、第８条により読み取った１月の使用電力量に第２条の電力量料金の単価を乗じて得た金額から、供給条件等に基づき算定された燃料費等調整額を差し引き若しくは加えた金額とする。
２　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、広島県を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による賦課金の単価に電気の使用量を乗じた金額とする。

（電気料金の支払）
第 13 条　乙は、各月の業務が終了し各労働基準監督署及び各公共職業安定所等の検査職員により業務完了の確認を受けた後に、官署支出官広島労働局長に対し、各月ごとに労働基準監督署分と公共職業安定所分を分けて、翌月の 10 日までに請求書を提出するものとし、

官署支出官広島労働局長は適法な請求書を受理した日から 30 日以内にこれを乙に支払うものとする。

2　前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しないものとする。

3　電気料金の支払条件は、振込みとする。

（支払の遅延）

第 14 条　官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により、前条第 1 項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約解除）

第 15 条　甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2　甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（1）乙が天災その他不可抗力により電力供給の継続が不可能になったとき。

（2）乙の都合により、甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（3）乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（4）甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（5）第 17 条の規定に違反したとき。

3　甲は、乙について民法 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第 16 条　乙は、本契約の履行又は不履行に付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2　乙は、この契約の履行に着手後、前条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（守秘義務）

第 17 条　甲及び乙は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

２　甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第 18 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３）競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 19 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を

行い、当該納付命令が確定したとき。
（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（４）乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。
（５）前条第１項第３号、第４号のいずれかに該当したとき。
２　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）
第 20 条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団排除の推進に係る属性要件に基づく契約解除）
第 21 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）
第 22 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第 23 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）
第 24 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第 25 条　甲は、第 15 条第２項、同条第３項、第 21 条、第 22 条及び第 24 条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第 15 条第２項、同条第３項、第 21 条、第 22 条及び第 24 条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
（厚生労働省所管法令違反に係る報告）
第 26 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）
第 27 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
（２）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 28 条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 29 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（遅滞料）

第 30 条　甲は、乙が第３条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年 3.0%の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（価格交渉・価格転嫁に係る協議）

第 31 条　甲又は乙から日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他事由に係る価格交渉についての申出があった場合、遅滞なく協議を行うものとする。この際、甲は協議を経ることなく申出を拒否することや、申出があったことをもって、乙に対し不利益となる取扱いは行わないものとする。

２　協議に当たっては、甲は乙から価格交渉の根拠となる見積書等の資料を徴するなどにより価格転嫁が妥当な水準でなされていることを確認の上、必要な対応を行うものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第 32 条　本契約に定めのない事項、本契約条項中で疑義の生じた事項及び本契約の変更については、供給条件等の定めるところによるほか、甲乙協議の上決定する。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第 33 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第 14 条、第 15 条第２項、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 25 条、第 27 条、第 32 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　広島県広島市中区上八丁堀６番３０号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長　向山　和紀

乙　（住所）
（事業所名）
（役職・氏名）